

## 日之影町告示第16号

### 日之影町地域公共交通会議設置要綱

#### (目的)

第1条 日之影町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、日之影町地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

#### (事業)

第2条 交通会議は、前条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 交通計画の作成及び変更に関する協議に関すること。
- (2) 交通計画の実施に関する協議に関すること。
- (3) 交通計画に位置付けられた事業の実施に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関すること。
- (5) 町運営有償旅客運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の目的を達成するために必要なこと。

#### (交通会議の委員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者とし、町長が委嘱又は任命する。

- (1) 日之影町長又はその指名する者
- (2) 地域公共交通に精通する学識経験者
- (3) 一般乗合旅客自動車運送事業者
- (4) 一般乗用旅客自動車運送事業者
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の組織する団体の代表者又はその指名する者
- (6) 住民又は利用者の代表
- (7) 宮崎運輸支局長又はその指名する者
- (8) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
- (9) 道路管理者、高千穂警察署その他交通会議が必要と認める者

2 委員の任期は、委嘱の日の属する年度の翌年度末までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再選を妨げない。

(会長)

第4条 交通会議に会長を置き、前条第1号の委員を充てる。

2 会長は、交通会議を代表し、その会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名したものがその職務を代理する。

(会議)

第5条 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができないものとする。

3 会議の議決方法は、出席委員の過半数をもって決するものとし、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

4 会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

5 会長は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

6 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(書面審議)

第6条 会長は、議案が次に掲げるものである場合には、書面審議により議事を決することができる。

(1) 緊急を要するもの

(2) 会計その他交通会議の運営に関するもの

(3) その他会長が軽易であると判断したもの

2 前項に規定する方法により交通会議を開催する場合は、委員の過半数からの回答がなければ議事は成立しない。

(分科会)

第7条 会長は、第3条の各号に掲げる業務について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じ交通会議に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(委員の服務)

第8条 交通会議の委員は、個人情報その他業務上知り得た秘密を他に漏らしてはなら

ない。その職を退いた後も同様とする。

(協議結果の尊重義務)

第9条 交通会議で協議が整った事項については、交通会議の構成員は、その協議結果を尊重しなければならない。

(協議結果の軽微な修正及び変更)

第10条 交通会議において協議が整った事項に関する軽微な修正及び変更は、交通会議での協議を省略することができるものとする。

2 前項に掲げる軽微な修正及び変更とは、別表1に掲げるものとする。

(事務局)

第11条 交通会議の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局は、地域公共交通担当課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第12条 交通会議の運営に要する経費は、負担金、補助金、繰越金その他収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第13条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(交通会議が解散した場合の措置)

第14条 交通会議が解散した場合は、交通会議の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(監査)

第15条 交通会議に監査委員を2名置く。

2 交通会議の出納監査は、会長が別に定めた委嘱する監査委員によって行う。

3 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(委任)

第16条 この告示に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長

が別に定める。

#### 附 則

この告示は、公表の日から施行し令和4年4月1日から適用する。

別表1（第11条関係）

軽微な修正及び変更の内容	<ol style="list-style-type: none"><li>1 バス停の名称の変更</li><li>2 バス停の新設又は廃止を伴わないルートの変更</li><li>3 ルートの変更を伴わない位置変更等</li><li>4 運行本数の変更を伴わない運行時刻の修正</li></ol>
--------------	--